
QA57 県民健康調査「健康診査」の年間スケジュールを教えてください

健康診査は、市町村などで行われている健診制度を活用するとともに、避難区域の住民の方が県内外に避難している状況を踏まえて実施しております。

具体的には「15歳以下の小児」と「16歳以上の県外居住の方」には、指定医療機関での個別健診を実施しています。16歳以上の県内居住の方」には、以下の3種類の方法で健診を実施しています。

1. 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が実施する特定健診・総合健診に、この健診で追加した検査項目を上乗せして実施
2. 放射線医学県民健康管理センターが実施する集団健診
3. 県内指定医療機関での個別健診

健診の大まかなスケジュールについては、こちら

(<http://fukushima-mimamori.jp/physical-examination/schedule/>) をご覧ください。

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：2015年3月31日

本資料への収録日：2015年3月31日